

令和4年10月28日

組合員・利用者の皆様へ

伊賀ふるさと農業協同組合  
代表理事組合長 北川俊一

三重県による行政処分に関するお詫びとお知らせ

平素は、当組合の事業及び活動に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、今般、当組合の堆肥センター（大山田・伊賀）が、令和4年10月25日に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第14条の3の規定による行政処分を受けることとなりました。

組合員ならびに利用者の皆様には多大なるご心配とご迷惑をおかけいたしましたことについて、深くお詫び申し上げます。

今後は再発の防止に取り組むとともに、より一層の法令遵守に努めてまいります。

なお、詳細につきましては、下記のとおりです。

記

1. 処分の内容

産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の事業の全部の停止 10日間

令和4年10月25日から令和4年11月3日まで

2. 処分の理由

令和3年3月15日、法第19条第1項の規定に基づく三重県による立入検査の際、受入廃棄物の処分が終了していないにもかかわらず、処分終了日および最終処分終了日を記載し、産業廃棄物管理票の写しを排出事業者に送付していました。

当該行為が、法第12条の4第3項（管理票虚偽記載）に違反とされました。

3. 当組合の対応

三重県からの指導後速やかに、適切な是正措置及び再発防止策を講じております。

当事者につきましては当組合の内部規則に準拠し処分いたします。

以上